

## 意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討がすすめられています。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育制度堅持のとりくみをすすめていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、初年度分として8,300人の教職員定数改善を要望しましたが、2,300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場においては子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」が引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう要請します。

### 記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。  
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
3. 学校教育法第37条3項を削除し、ゆきとどいた教職員配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 内閣府特命大臣 衆議院議長 参議院議長